

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人白木義明の上告趣意は、原判決の事実誤認及び量刑不当を主張するものであつて、上告の適法な理由とならない。

よつて、刑訴施行法二条旧刑訴法四四六条に従い、裁判官全員一致の意見により主文のとおり判決する。

検察官 松本武裕
関与

昭和二六年五月四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎

裁判官小谷勝重は出張中につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 霜 山 精 一